

第5章 若者の社会的自立

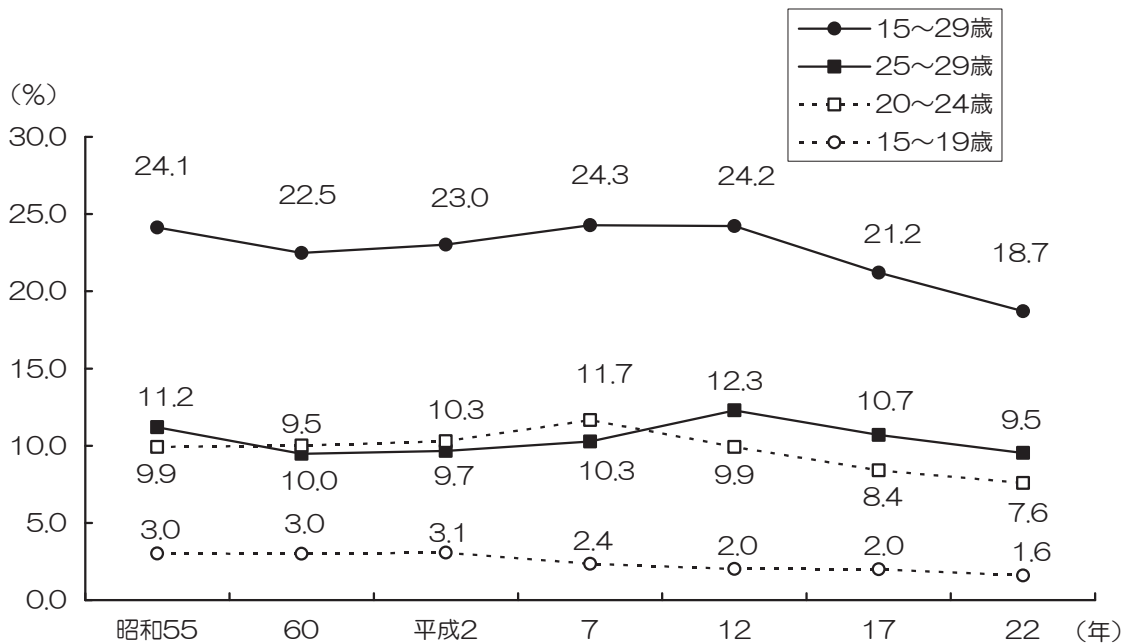
第1節 若者の労働

1. 労働力人口

平成22年の滋賀県の若者人口（15～29歳）は、233,775人で、このうち労働力人口は132,825人（56.8%）となっており、その内訳は、15～19歳が11,324人、20～24歳が53,839人、25～29歳が67,662人となっています。

総労働力人口に占める若者労働力人口（15～29歳）の割合は、昭和55年から平成12年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成17年以降は減少傾向にあります。平成22年の割合は18.7%で、これを年齢階級別にみると、15～19歳が1.6%、20～24歳が7.6%、25～29歳が9.5%となっています。

第5-1-1図 総労働力人口に占める若者労働力人口の割合の推移



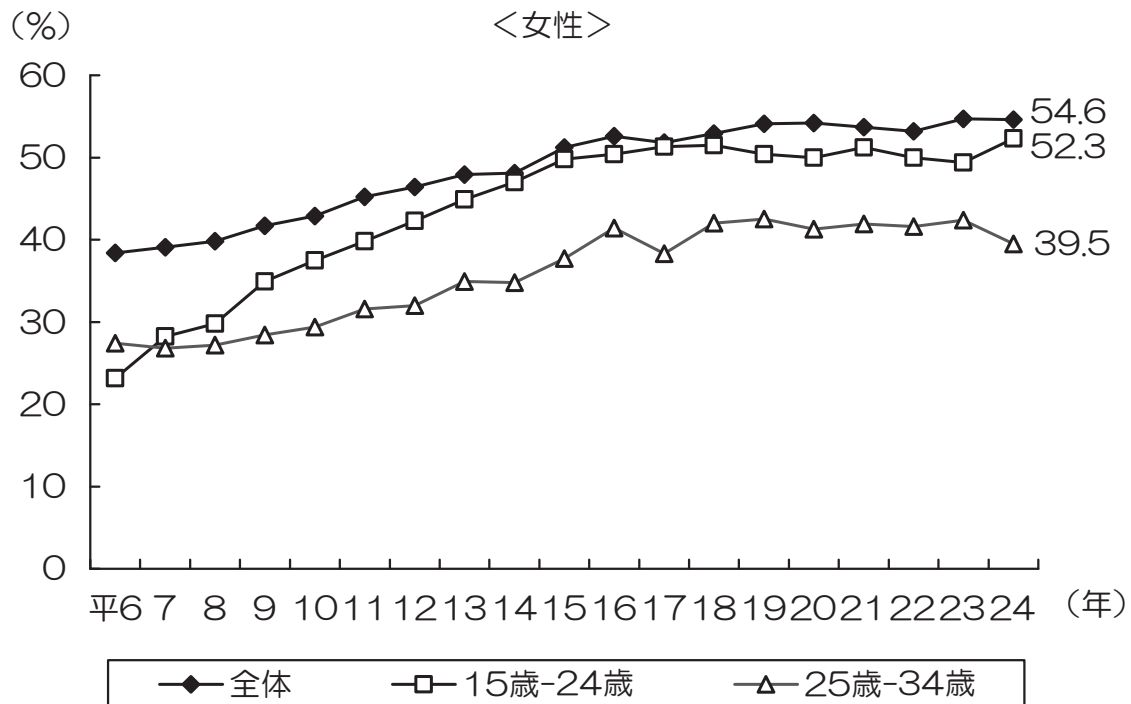
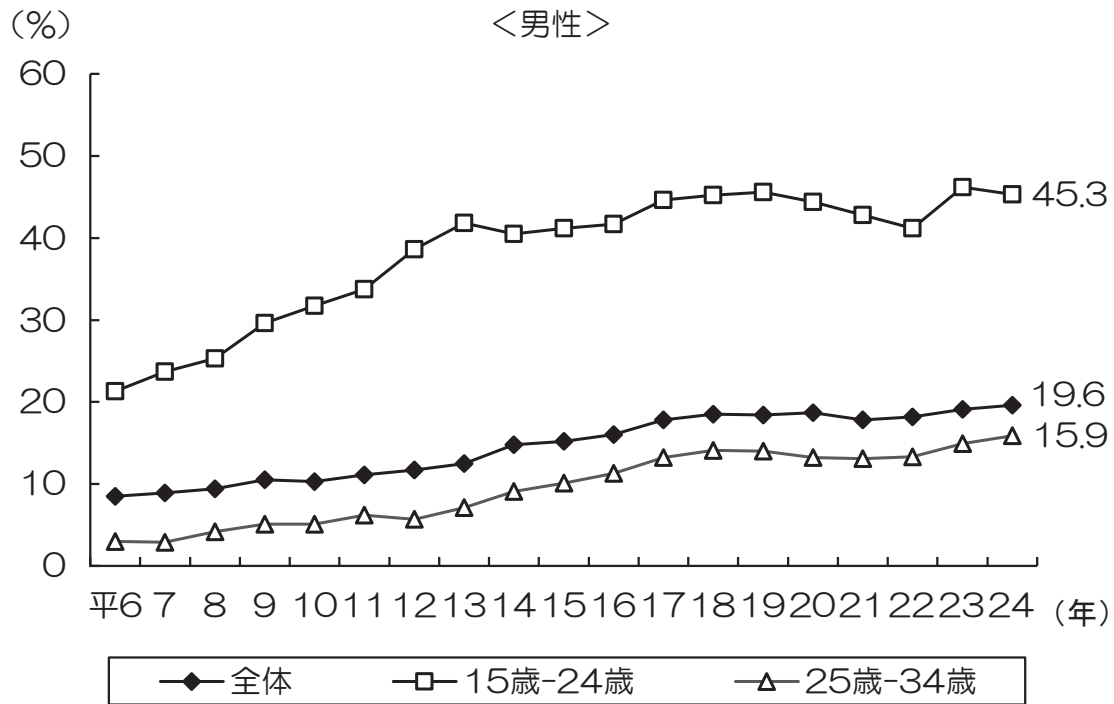
（資料）総務省統計局「国勢調査」より

2. 雇用形態の状況（非正規雇用者比率の推移）

全国ベースで平成6年から平成24年までの男性の非正規雇用者の比率の推移を見ると、全体と15歳から24歳の年齢では、それぞれ、8.5%から19.6%、21.3%から45.3%へと2倍以上に増加しており、特に、15歳から24歳の年齢では、その比率は全体に比べてかなり高くなっています。また、25歳から34歳の年齢では、3.0%から15.9%へと5倍以上に増加しています。

同じく、平成6年から平成24年までの女性の非正規雇用者の比率の推移を見ると、全体と25歳から34歳の年齢では、それぞれ、38.4%から54.6%、27.4%から39.5%へと約1.4倍に増加している中で、15歳から24歳の年齢では23.2%から52.3%と2倍以上に増加しています。

第5-1-2図 非正規雇用者の比率の推移（全国）



(資料) 総務省統計局「労働力調査」より

3. 産業別就業状況

平成22年の本県における15歳以上就業者のうち、第1次産業（農業、林業、漁業）に就業するものが2.8%、第2次産業（鉱業、建設業、製造業）に就業するものが32.7%、第3次産業（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、公務）に就業するものが59.4%となっています。

15歳以上就業者数を昭和50年以降の年次別推移で見ると、第1次産業は就業者数が減少してきていますが、逆に第3次産業は就業者数が増加傾向にあります。平成22年には第2・3次産業の就業者が90%以上を占めるに至っています。

若者の就業者（15～29歳）についてみると、平成22年には、第1次産業が0.6%、第2次産業が31.3%、第3次産業が61.8%となっています。

若者の就業者数の15歳以上就業者総数に占める構成比は減少傾向にあり、昭和50年には28.6%を占めていたのが、平成22年には18.2%となっています。

さらに、当該就業者数を産業別にみた場合、昭和50年以降、第1・2次産業の就業者数は減少傾向を示しています。第3次産業の就業者数は、平成17年までは増加傾向を示していますが、平成22年には減少しています。

第5-1-3表 就業者数の割合の推移（15～29歳）

産業	年次	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全産業									
15歳以上就業者総数	(人)	488,620	520,211	555,535	600,978	654,947	669,487	680,478	673,612
15～29歳就業者数	(人)	139,961	124,652	123,817	136,459	155,853	158,547	139,149	122,932
15～29歳就業者率	(%)	28.6	24.0	22.3	22.7	23.8	23.7	20.4	18.2
第1次産業									
15歳以上就業者数	(人)	87,787	60,961	46,399	34,527	33,047	23,518	25,145	18,548
15歳以上就業者率	(%)	18.0	11.7	8.4	5.7	5.0	3.5	3.7	2.8
15～29歳就業者数	(人)	4,266	2,031	1,199	735	663	769	751	677
15～29歳就業者率	(%)	3.0	1.6	1.0	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6
第2次産業									
15歳以上就業者数	(人)	189,144	208,216	229,897	255,076	267,257	259,531	234,322	220,587
15歳以上就業者率	(%)	38.7	40.0	41.4	42.4	40.8	38.8	34.4	32.7
15～29歳就業者数	(人)	67,161	51,950	51,919	59,978	66,971	62,058	45,269	38,445
15～29歳就業者率	(%)	48.0	41.7	41.9	44.0	43.0	39.1	32.5	31.3
第3次産業									
15歳以上就業者数	(人)	210,549	250,556	278,104	309,539	352,168	378,477	411,386	400,229
15歳以上就業者率	(%)	43.1	48.2	50.1	51.5	53.8	56.5	60.5	59.4
15～29歳就業者数	(人)	68,176	70,582	70,428	75,095	87,438	92,719	90,451	76,015
15～29歳就業者率	(%)	48.7	56.6	56.9	55.0	56.1	58.5	65.0	61.8
分類不能									
15歳以上就業者数	(人)	1,140	478	1,135	1,836	2,475	7,961	9,625	34,248
15～29歳就業者数	(人)	358	89	271	651	781	3,001	2,678	7,795

(資料) 総務省統計局「国勢調査」より

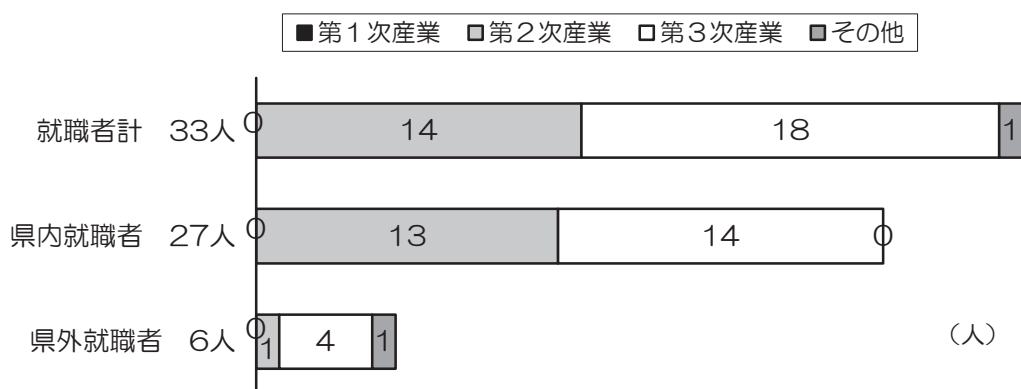
第2節 就職・離職等の状況

1. 新規学卒者の就職状況

(1) 中学校

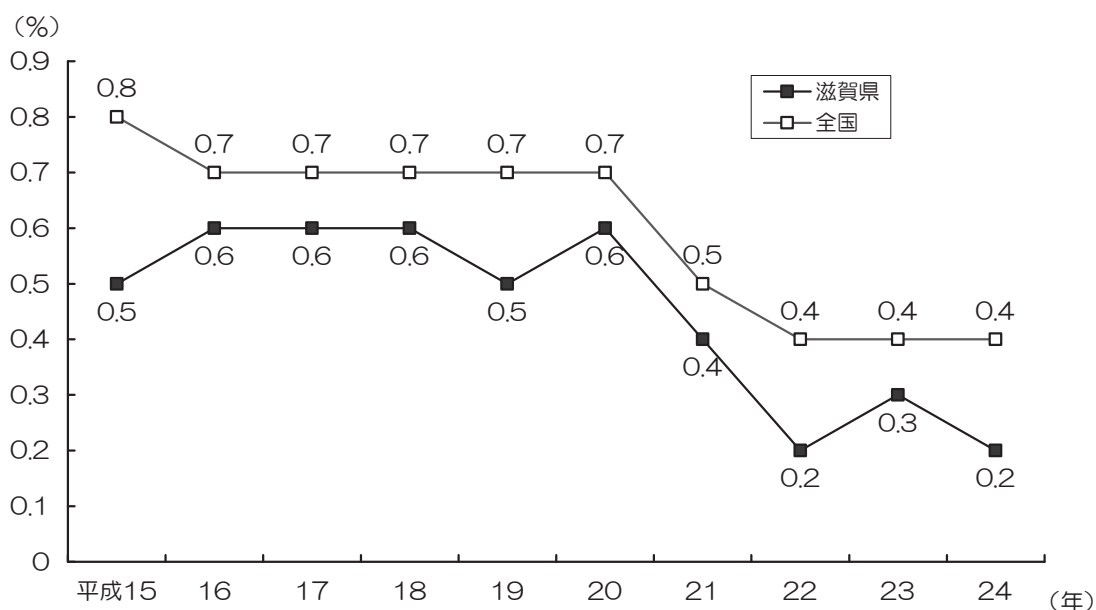
平成24年3月の中学校卒業者のうち純就職者（就職のみの者）は28人（男子17人、女子11人）で、進学就職者（高等学校等に進学しながら就職している者）は5人（男子4人、女子1人）でした。就職者総数は33人（男子21人、女子12人）となり、卒業者全体に占める割合（就職率）は0.2%で、前年より0.1ポイント低下しました。これらを産業別にみると第1次産業0人（0%）、第2次産業14人（42.4%）、第3次産業18人（54.5%）、その他1人（3.0%）となっています。

第5-2-1図 産業別就職者数（中学校）



（資料）滋賀県総合政策部統計課「学校基本調査」より

第5-2-2図 中学校卒業者の就職率の推移

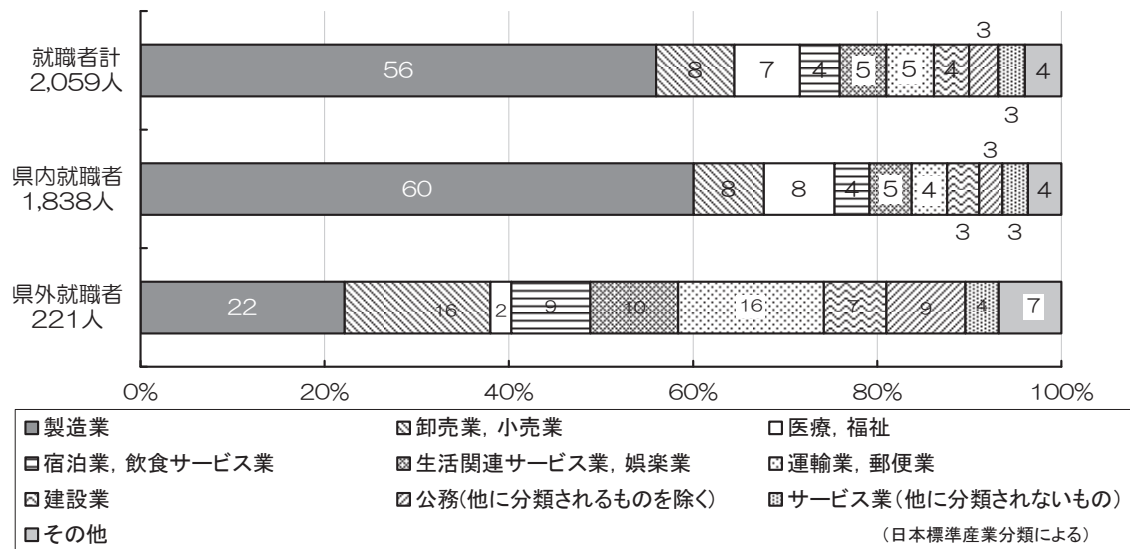


（資料）滋賀県総合政策部統計課「学校基本調査」より

(2) 高等学校

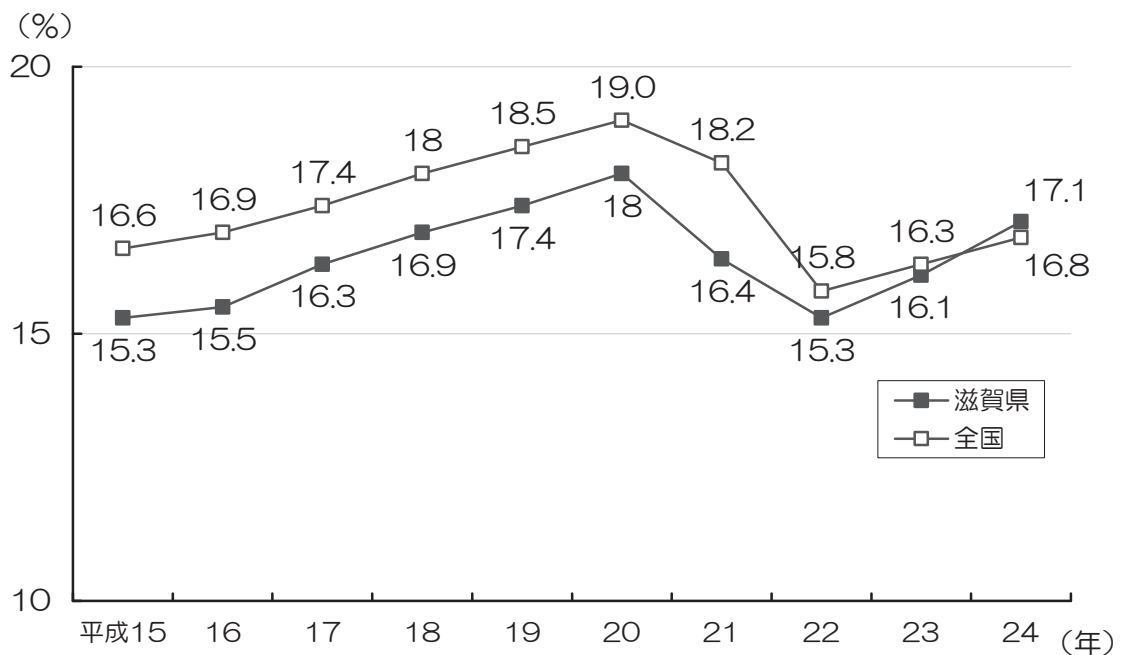
平成24年3月の高等学校卒業者のうち純就職者（就職のみの者）は2,057人（男子1,211人、女子846人）で、進学就職者（大学等へ進学しながら就職している者）は2人でした。就職者総数も2,059人（男子1,212人、女子847人）となり、就職率は17.1%で、前年より1.0ポイント上昇しました。産業別の就職者数は、下図のとおりとなっています。

第5-2-3図 産業別就職者数（高等学校）



（資料）滋賀県総合政策部統計課「学校基本調査」より

第5-2-4図 高等学校卒業者の就職率の推移



（資料）滋賀県総合政策部統計課「学校基本調査」より

2. 離職状況

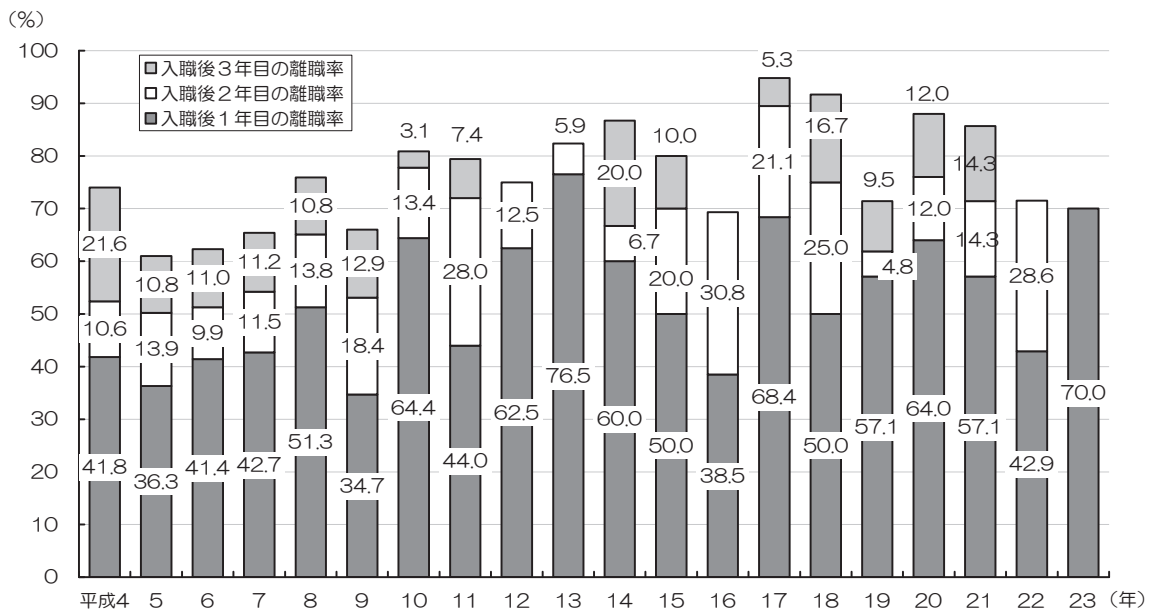
中学校および高等学校卒業者の離職状況をみると、新規学卒者のうち就職後1年間の離職率は、平成23年3月卒業者の場合、中学校卒業者では70.0%、高等学校卒業者では17.0%となっています。

また、平成21年3月卒業者の就職後3年間の動きをみると、中学校卒業者の離職率は1年目57.1%、2年目14.3%、3年目14.3%（累計85.7%）となっています。

高等学校卒業者の離職率は、1年目13.7%、2年目9.4%、3年目7.9%（累計31.0%）となっています。

このことから、中学校卒業者、高等学校卒業者のいずれも就職後1年目に離職する率が高く、また、就職後3年間で離職する者の割合は、中学校卒業者で8割を超え、高等学校卒業者でも3割を超えています。

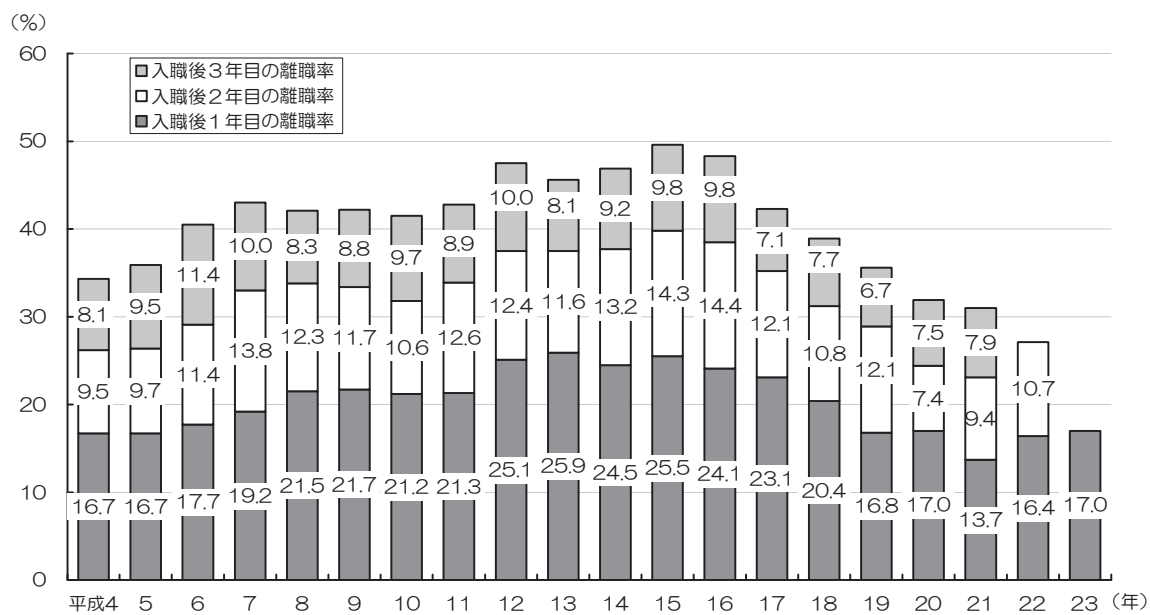
第5-2-5図 中学校卒業者の離職状況（県内）



(備考)各年3月卒

(資料)滋賀労働局職業安定部 提供

第5-2-6図 高等学校卒業者の離職状況（県内）



(備考)各年3月卒

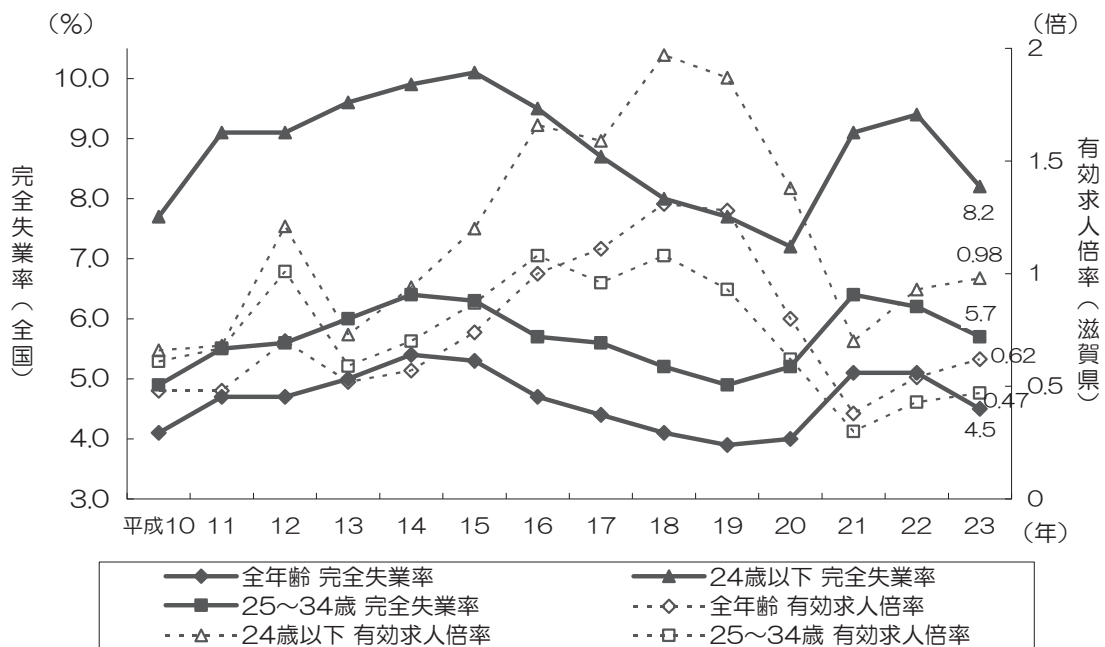
(資料)滋賀労働局職業安定部 提供

3. 失業状況

全国の完全失業率は、平成 20(2008)年に世界経済の減速により上昇に転じましたが、平成 23(2011)年は 4.5%と、前年比 0.6 ポイント減となりました。滋賀の有効求人倍率についても、平成 20(2008)年度は 1.00 倍を下回り、平成 21(2009)年度には 0.38 倍まで悪化した後、平成 23(2011)年度は 0.62 倍とやや改善しましたが、依然低い水準となっています。

また、若年者についてみると、24歳以下の有効求人倍率は全年齢平均よりも高く推移しているにもかかわらず、完全失業率は高くなっており、若年者の雇用のミスマッチが生じています。

第5-2-7図 有効求人倍率（滋賀県）および完全失業率（全国）推移



(備考) 有効求人倍率の年度値は、全年齢は月平均、年齢別は10月の数値

(資料) 滋賀労働局職業安定部「職業安定業務月報」、総務省統計局「労働力調査」より

第3節 労働条件

1. 賃金

(1) 所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

「平成23年賃金構造基本統計調査」により、県内の男女別の給与額は、下表のとおりとなっています。

第5-3-1表 県内男女別・産業別所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

単位(千円)

		産業計		建設業		製造業		卸売業、小売業		金融業、保険業		サービス業	
		所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
平成19年	男	325.3	1,093.7	334.5	637.4	325.4	1,215.1	298.2	864.6	402.4	1,789.3	319.9	1,026.3
	女	220.2	595.5	235.6	400.2	200.0	585.4	203.5	347.3	253.9	931.3	224.8	636.6
平成20年	男	319.5	1,061.0	328.7	706.9	315.0	1,187.4	314.8	912.1	379.2	1,746.7	320.1	1,064.4
	女	219.6	587.5	210.8	627.6	202.8	607.3	202.0	388.3	248.2	930.7	221.4	557.6
平成21年	男	314.4	1,009.1	314.7	594.3	310.5	1,091.4	303.5	906.1	386.0	1,641.9	240.6	509.0
	女	221.0	616.8	198.5	311.8	208.4	588.0	202.7	453.4	238.3	833.0	188.5	406.9
平成22年	男	317.5	895.5	332.9	872.2	313.2	931.0	321.4	886.6	387.6	1,569.1	263.3	582.8
	女	220.8	526.3	200.9	471.7	201.9	466.0	206.9	452.6	258.7	850.9	185.2	271.8
平成23年	男	324.1	905.8	368.1	463.0	326.7	1,034.4	321.4	955.2	402.5	1,695.8	237.0	292.2
	女	234.8	583.3	261.6	284.3	217.6	625.6	206.1	556.3	273.4	873.0	186.6	141.0

(資料) 厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」より

(2) 初任給

「平成23年賃金構造基本統計調査」により、学歴別・男女別の初任給は、下表のとおりとなっています。

第5-3-2表 県内男女別・学歴別初任給

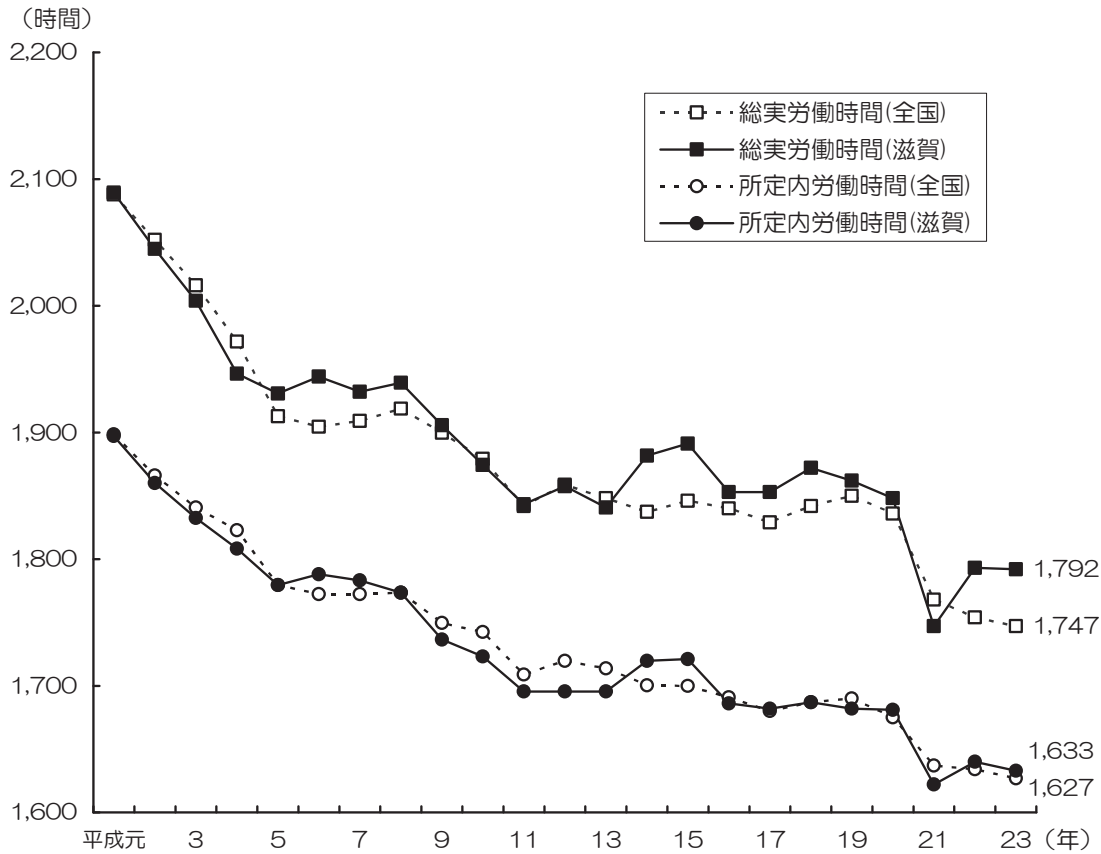
		大卒		高専・短大卒		高卒	
		初任給額(千円)	格差(東京=100)	初任給額(千円)	格差(東京=100)	初任給額(千円)	格差(東京=100)
平成19年	男	188.1	91	164.1	91	158.9	94
	女	180.4	92	162	91	157.1	96
平成20年	男	198.9	96	165.1	91	161	95
	女	190.3	95	160.3	89	155.7	92
平成21年	男	198.7	94	175.1	95	156.6	91
	女	190.7	93	171.1	92	151.6	90
平成22年	男	194.1	91	167.5	91	160.1	97
	女	186.1	93	168.8	92	156.9	96
平成23年	男	200.5	89	179.0	92	162.6	99
	女	192.7	88	166.0	86	162.4	102

(資料) 厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」より

2. 労働時間

平成23年における県内の勤労者の労働時間の状況を「毎月勤労統計調査」でみると、全産業平均の年間総実労働時間は1,792時間となりました。

第5-3-3図 年間労働時間の推移（全国・滋賀県）



(備考) 事業所規模30人以上

(資料) 厚生労働省、滋賀県総合政策部統計課「毎月勤労統計調査」より

第4節 ニート

1. ニートの定義

「ニート（NEET）」とは、1999年にイギリス内閣府が作成した調査報告“Bridging The Gap”により、認知されるようになったもので、「Not in Education, Employment or Training」の各頭文字をとり、「学校にも行かず、働いてもないし、職業訓練にも参加していない若者」のこととされています。

日本では、厚生労働省が、15歳から34歳までの非労働力人口で通学もしていない、家事もしていない者としています（すなわち、非就業、非求職、非通学、非家事であり、最初の2つで非労働力人口となる）。

若年労働力に職業能力が蓄積されず、社会全体の競争力・生産性が低下する要因ともなることから、ニート対策は、若年者就労支援の課題の一つとなっています。

2. ニートの状況

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

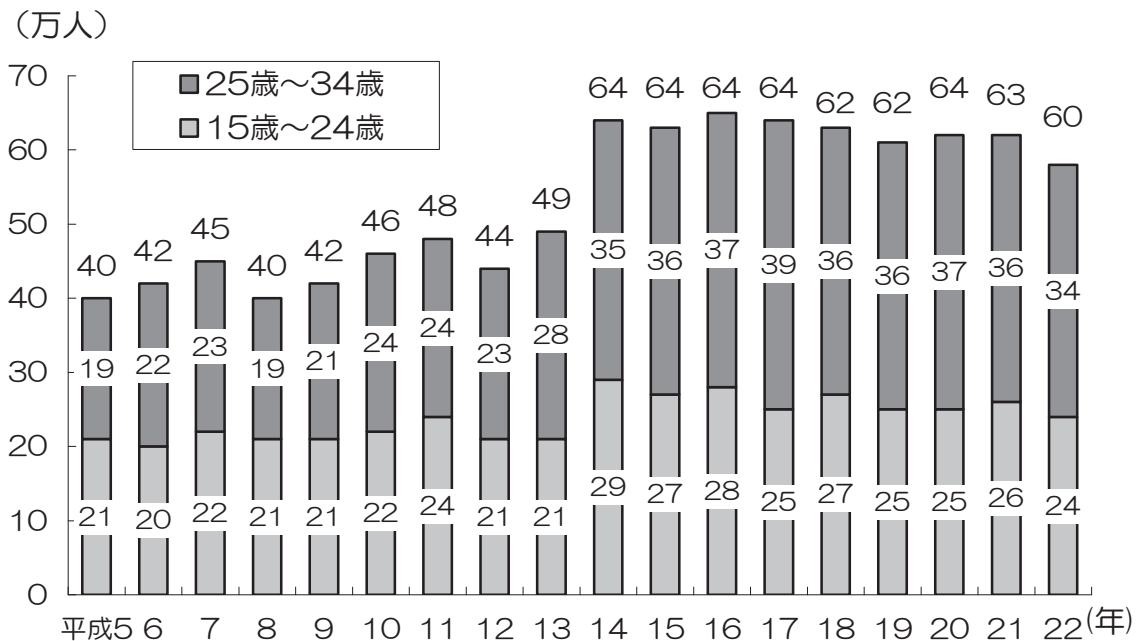
(1) 全国のニートの状況

平成22年 60万人（平成12年 44万人 厚生労働省調べ）

(2) 滋賀県のニートの状況

平成19年 約6,300人（就業構造基本調査から推計）

第5-4-1図 ニート数の推移（全国）



(資料) 厚生労働省「平成23年版労働経済の分析」より

※ 四捨五入の関係から合計と内訳が必ずしも一致しない